

産業廃棄物処理施設（燃焼分解炉）の維持管理に関する事項

廃油の焼却施設（令第7条第5号）
 シアン化合物の分解施設（令第7条11号）
 産業廃棄物の焼却施設（令第7条第13号の2）

産業廃棄物処理施設の維持管理の技術上の基準	計 画 内 容
共通基準	
（第十二条の六第一号） 受け入れる産業廃棄物の種類及び量が当該施設の処理能力に見合った適正なものとなるよう、受け入れる際に、必要な当該産業廃棄物の性状の分析又は計量を行うこと。	自社工場で生産する製品から発生する廃水を処理能力に見合った適正なものとなるよう廃水の分析又は計量を行う。計量は流量計で行う。 （計量頻度：運転時連続）
（第十二条の六第二号） 施設への産業廃棄物の投入は、当該施設の処理能力を超えないように行うこと。	廃水は流量計指示値の管理を行い、調節弁で調整し、処理能力を超えないようにする。 （頻度：運転時連続）
（第十二条の六第三号） 産業廃棄物が施設から流出する等の異常な事態が生じたときは、直ちに施設の運転を停止し、流出した産業廃棄物の回収その他の生活環境の保全上必要な措置を講じること。	異常時は燃焼炉及び施設を緊急停止し、防液堤内の廃液回収、排水の水質確認を行うなど生活環境の保全に努める。 緊急時には必要な関係各所へ通報、連絡する。 （頻度：緊急時、漏洩時）
（第十二条の六第四号） 施設の正常な機能を維持するため、定期的に施設の点検及び機能検査を行うこと。	施設の正常な機能を維持するため、定期的に施設の点検及び機能検査を行う。 燃焼炉の点検：1回/年以上 バーナーの点検：適時 廃水インジェクターの点検：適時 冷却缶内部の点検：1回/年以上 電気集塵機の点検：適時 回転機器の点検：適時
（第十二条の六第五号） 産業廃棄物の飛散及び流出並びに悪臭の発散を防止するために必要な措置を講ずること。	飛散、流出、悪臭の飛散を防止するため、配管及び機器からの廃水の漏れの点検を行なう。 （頻度：1回/日以上）
（第十二条の六第六号） 蚊、はえ等の発生の防止に努め、構内の清潔を保持すること。	施設内の清掃を適宜行い、蚊、はえ等の発生の防止に努め、構内の清潔を保持する。
（第十二条の六第七号） 著しい騒音及び振動の発生により周囲の生活環境を損なわないように必要な措置を講ずること。	騒音・振動測定（敷地境界線上）を実施し、周囲の生活環境を損なわないようにする。ブロワー、ファンは1回/年以上の頻度で点検を実施し、異常があれば整備を実施する。
（第十二条の六第八号） 施設から排水を放流する場合には、その水質を生活環境保全上の支障が生じないものとするともに、定期的に放流水の水質検査を行うこと。	施設からの排水は、排水処理場でその水質を生活環境保全上の支障が生じないものとした後、放流するとともに、定期的に放流水の水質検査を行う。 （頻度 pH：運転時連続、COD/SS/ダイオキシン類等は1回/年以上）
（第十二条の六第九号） 施設の維持管理に関する点検、検査その他の措置の記録を作成し、三年間保存すること。	施設の維持管理に関する点検、検査その他の措置の記録を作成し、3年間以上保存する。
焼却施設における基準	
（第四条の五第一項第二号） 焼却施設（ガス化改質方式の焼却施設をのぞく。）にあつては、次のとおりとする。	

産業廃棄物処理施設の維持管理の技術上の基準	計 画 内 容
イ ピット・クレーン方式によって燃焼室にごみを投入する場合には、常時、ごみを均一に混合すること。	
ロ 燃焼室へのごみの投入は、外気と遮断した状態で、定量ずつ連続的に行うこと。ただし、第四条第一項第七号イの（環境大臣）が定める焼却施設にあっては、この限りではない。	焼却設備は密閉構造であるため外気とは遮断されている。廃水は流量計指示値を管理しながら調節弁により一定流量でコントロールし、炉内へ供給し、焼却を行う。（頻度：運転時連続）
ニ 焼却灰の熱しゃく減量が十パーセント以下になるように焼却すること。ただし、焼却灰を生活環境の保全上支障が生ずるおそれのないよう使用する場合にあっては、この限りでない。	該当なし（焼却灰の発生なし）
ホ 運転を開始する場合には、助燃装置を作動させる等により、炉温を速やかに上昇させること。	運転を開始する場合には、C重油により炉内温度を900℃以上まで上昇させる。
へ 運転を停止する場合には、助燃装置を作動させる等により、炉温を高温に保ち、ごみを燃焼し尽くすこと。	運転を停止する場合には、C重油による空焚き運転を行い、燃焼炉内のごみを燃焼し尽くす。
ト 燃焼室中の燃焼ガスの温度を連続的に測定し、かつ、記録すること。	焼却炉内に設置した熱電対にて連続的に測定し、かつ、測定値を自動的に連続して記録する。
チ 集じん器に流入する燃焼ガスの温度をおおむね摂氏二百度以下に冷却すること。ただし、集じん器内で燃焼ガスの温度を速やかにおおむね摂氏二百度以下に冷却することができる場合にあっては、この限りでない。	集塵機に流入する燃焼ガス温度を200℃以下にする為、冷却缶出口ガス排ガス温度計の管理、及び冷却缶液面の管理を行う。（頻度：運転時連続）
リ 集じん器に流入するガスの温度（チのただし書の場合にあっては、集じん器内で冷却された燃焼ガスの温度）を連続的に測定し、かつ、記録すること。	冷却缶出口排ガス温度の管理を行い、燃焼ガスの温度を連続的に測定し、かつ、測定値を自動的に連続して記録する。
ヌ 冷却設備及び排ガス処理設備に堆積したばいじんを除去すること。	冷却缶、湿式排ガス洗浄塔（除害塔）、湿式電気集塵機では、常時、または間欠的に水の供給/洗浄/排出を行うことで堆積したばいじんを除去する。
ル 煙突から排出される排ガス中の一酸化炭素の濃度が百万分の百以下となるようにごみを焼却すること。	煙突から排出される排ガス中の一酸化炭素の濃度が100ppm以下となるように廃棄物を焼却する。（頻度：運転時連続）
ヲ 煙突から排出される排ガス中の一酸化炭素の濃度を連続的に測定し、かつ、記録すること。	煙突から排出される排ガス中の一酸化炭素濃度を連続的に測定し、かつ、記録する。（頻度：運転時連続）
ワ 煙突から排出される排ガス中のダイオキシン類濃度が別表第二の上覧に掲げる燃焼室の処理能力に応じて同表の下欄に定める濃度以下になるようにごみを焼却すること。	燃焼ガス温度計の指示値の管理、及びバーナーの空燃比の管理を行い、煙突から排出される排ガス中のダイオキシン類の濃度が1 ng-TEQ/m ³ N以下になるように焼却する。（管理頻度：運転時連続）
カ 煙突から排出される排ガス中のダイオキシン類の濃度を毎年一回以上、ばい煙量又はばい煙濃度（硫黄酸化物、ばいじん、塩化水素及び窒素酸化物に係るものに限る。）を六月に一回以上測定し、かつ、記録すること。	排ガス中の硫黄酸化物、窒素酸化物、塩化水素は2カ月を超えない作業期間に1回の測定、水銀は4カ月を超えない作業期間に1回の測定、ばいじんは年2回以上の測定、ダイオキシン類は毎年1回以上測定し、かつ記録する。
ヨ 排ガスによる生活環境保全上の支障が生じないようにすること。	冷却缶、湿式排ガス洗浄塔（除害塔）、湿式電気集塵機を設置し、定期的に保守・点検を行い、性能を維持する。

産業廃棄物処理施設の維持管理の技術上の基準	計 画 内 容
<p>タ 煙突から排出される排ガスを水により洗浄し、又は冷却する場合は、当該水の飛散及び流出による生活環境保全上の支障が生じないようにすること。</p>	<p>除害塔、電気集塵機から発生する洗浄排水は密閉配管で冷却缶に送られる。日常点検を行い、異常の有無を確認する。 (点検頻度：1回/日)</p>
<p>レ ばいじんを焼却灰と分離して排出し、貯留すること。ただし、第四条第一項第七号チのただし書の場合にあつては、この限りでない。</p>	<p>冷却缶、湿式排ガス洗浄塔（除害塔）、湿式電気集塵機で除去したばいじんは排水とともに排水処理場へ（無機塩類は溶解した状態で）送液し、排水処理場で適正に処理する。</p>
<p>ソ ばいじん又は焼却灰の溶融を行う場合にあつては、灰出し設備に投入されたばいじん又は焼却灰の温度をその融点以上に保つこと。</p>	
<p>ツ ばいじん又は焼却灰の焼成を行う場合にあつては、焼成炉内の温度を摂氏千度以上に保つとともに、焼成炉中の温度を連続的に測定し、かつ、記録すること。</p>	
<p>ネ ばいじん又は焼却灰のセメント固化処理又は薬剤処理を行う場合にあつては、ばいじん又は焼却灰、セメント又は薬剤及び水を均一に混合すること</p>	
<p>フ 火災の発生を防止するために必要な措置を講ずるとともに、消火器その他の消火設備を備えること。</p>	<p>火災の発生を防止するために必要な措置を講ずるとともに、消火器/屋外消火栓など必要な消火設備を設置する。</p>
<p>(第十二条の七第五項第一号) 燃焼室中の燃焼ガスの温度を摂氏八百度以上に保つこと。</p>	<p>助燃バーナーの助燃料の流量を制御することで、燃焼温度を 900℃以上の高温に維持する。</p>
<p>廃油の焼却施設における基準</p>	
<p>(第十二条の七第五項第三号) 令第七条第五号に掲げる施設にあつては、廃油が地下浸透しないように必要な措置を講ずるとともに、第十二条の二第五項第二号の規定(事故時における受け入れ設備からの廃油の流出を防止するために必要な流出防止堤その他の設備が設けられ、かつ、当該施設が設置される床又は地盤面は、廃油が浸透しない材料で築造され、又は被覆されていること)により設けられた流出防止堤その他の設備を定期的に点検し、異常を認めた場合には速やかに必要な措置を講ずること。</p>	<p>廃油等の廃棄物の地下浸透、流出を防止する為、床面をコンクリート塗装するとともに、コンクリート製の流出防止堤を設置する。また、定期的に点検し、異常時は速やかに廃油等を回収する。</p>
<p>シアン分解施設における基準</p>	
<p>(第十二条の七第十三項) シアン分解施設にあつては、次のとおりとする。</p>	
<p>(第十二条の七第十三項第一号) 汚泥からの分離液、廃酸又は廃アルカリが地下に浸透しないように必要な措置を講ずること。</p>	<p>廃アルカリ等の廃棄物の地下浸透を防止する為、床面はコンクリート塗装する。</p>
<p>(第十二条の七第十三項第二号) 高温分解方式の施設に当たっては、次によること。</p>	

産業廃棄物処理施設の維持管理の技術上の基準	計 画 内 容
<p>(第十二条の七第三項第二号)</p> <p>施設の煙突から排出されるガスによる生活環境保全上の支障が生じないようにするとともに、定期的にばい煙に関する検査を行うこと。</p>	<p>湿式排ガス洗浄塔（除害塔）、湿式電気集塵機を設置し、定期的に保守・点検を行い、性能を維持する。また、排ガス中の硫黄酸化物、窒素酸化物、塩化水素は2カ月を超えない作業期間に1回の測定、水銀は4カ月を超えない作業期間に1回の測定、ばいじんは年2回以上の測定、ダイオキシン類は毎年1回以上測定し、かつ記録する。</p>
<p>(第四条の五第一項第二号)</p> <p>フ 火災の発生を防止するために必要な措置を講ずるとともに、消火器その他の消火設備を備えること。</p>	<p>火災の発生を防止するために必要な措置を講ずるとともに、消火器その他の消火設備を設置する。</p>
<p>(第十二条の七第十三項第二号)</p> <p>イ 分解室の出口における炉温をおおむね摂氏九百度以上にした後、汚泥、廃酸又は廃アルカリを投入すること。</p>	<p>助燃バーナーにて、燃焼ガスの温度を速やかに900℃以上にした後、廃棄物を燃焼炉へ投入する。</p>
<p>ロ 熱分解に当たっては、分解室の出口における炉温を摂氏九百度以上に保つとともに、異常な高温とならないようにすること。</p>	<p>助燃バーナーの助燃料の流量を制御することで、燃焼温度を900℃以上の高温に維持するとともに異常な高温とならないよう管理する。</p>